

平成19年5月29日
財 務 部 契 約 課

平成19年度からの入札・契約制度の見直しについて

このことについて、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の施行に伴い、公共工事のより一層の品質確保を図ることを目的として下記のとおり実施します。

記

総合評価方式の試行導入について

平成18年4月から学識経験者3人を加えた総合評価活用準備委員会で審議、検討を重ね策定した「八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン（八王子市入札・契約情報ホームページに掲載）」に基づき平成19年7月から試行導入する。

1 総合評価方式のタイプ及び対象工事（解除条件付一般競争入札）

総合評価方式のタイプ	土木工事 （道路舗装、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木工事） 及び造園工事	建築工事	設備工事 （電気、給排水、空調工事）
工事成績評価型	予定価格5千万円以上2億円未満	予定価格9千万円以上2億円未満	予定価格4千万円以上2億円未満
施工計画評価型	予定価格2億円以上		

2 試行期間

平成19年7月1日以降の公告分から平成21年3月31日まで

3 効 果

公共工事のより一層の品質の向上、談合等の不正行為の排除、不良不適格業者の排除を徹底

測量・設計等の委託における成績評定の導入

既に導入している工事成績評定と同様に、受託者の技術力、成果物等を評価する基準を設定し、受託者の技術力を明確化すること及び成績評定を行うことにより、成果物の品質の向上を図るため導入する。

1 対 象

契約課で締結する予定価格50万円超の土木設計、建築設計、設備設計、耐震等調査、測量及び地質調査

2 適用日

平成19年7月1日以降の入札執行分から適用する。

3 効 果

成績評定をデータベース化し、受託者の技術的能力を適正に評価して、指導及び育成を図るとともに業者選定時の技術的能力の審査に活用することにより、成果物のより一層の品質を確保できる。